

## 平成22年度 社会福祉審議会総会 会議録

- 1 開催日時 平成23年3月23日（水） 午後2時00分～午後3時28分
- 2 開催場所 ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム
- 3 出席委員 18名  
白澤委員長代理、荒木委員、乾委員、井上委員、今池委員、加藤委員、金沢委員、神谷委員、  
小山委員、須川委員、田中委員、手嶋委員、豊田委員、中川委員、中田委員、増山委員、松  
村委員、山縣委員、

### 白澤委員長代理あいさつ

右田先生が急遽ご欠席ということでございますので、私のほうからごあいさつを申し上げたいと思います。

今日は、年度末の大変お忙しい中にもかかわらず、多くの皆様方にご出席いただき、どうもありがとうございます。

去る3月11日の大震災では、多くの皆様方に甚大な被害があったわけでございます。亡くなれた皆様方に対してご冥福をお祈りするとともに、被害にあわれた皆様方につきましては、心からお見舞いを申し上げたいという思いです。一日も早い復興を願っております。

さて、本日の審議内容でございますが、前回の総会におきましてご審議いただき、総合的な相談支援体制を検討するということになりました。それで、1月に特別分科会をスタートするという大変短い中で、本日、その案がまとまりましたので、きょうはご審議をいただくという次第でございます。

この特別分科会には、私も委員として参画をさせていただきましたし、外部から委員もご参加いただいて作業を進め、検討する案をきょうまとめてご報告をさせていただきます。そして、きょう、総会の場で、皆様方のご意見をちょうだいしまして、一定の方向づけをさせていただければありがたいと思っております。

ということで、きょうの議事次第を見ていただきますと、この審議と、それ以外に報告事項が4点ございます。限られた時間でございますが、皆様方のご意見をできる限り

いただきまして、この総合的な相談支援体制についての方向づけができればと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

#### 事務局（河野健康福祉局企画担当課長）

（委員並びに関係職員の紹介）

#### 壺阪健康福祉局長あいさつ

健康福祉局長の壺阪でございます。委員の皆様には、年度末の、また昼間の大変お忙しい時間にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。平素は、健康福祉行政を初めといたしまして、大阪市政の各搬にわたりましてご協力をいただきまして、ありがとうございます。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

冒頭、3月11日に発生いたしました東北地方の大変大きい地震の被災地、また被災者の方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

大阪市では、地震の当日午後6時に、直ちに平松市長を本部長といたします災害対策本部を設置いたしまして、13日には消防隊が現地入りをいたしております。懸命の救助活動に携わっておりまして、健康福祉局といたしましても、同時に保健師を派遣いたしまして、避難所での健康相談、被災者の心のケアの担当をいたしております。また、18日、先週の金曜日ですが、市役所の地下1階にワンストップサービス窓口を開設いたしまして、被災者の方々の市営住宅の入居でありますとか、市民の方からの物資の提供などの申し出を受けとっておるところでございます。被災者の皆さんの支援、救助活動に努めているところでございます。

さて、この審議会におかれましては、社会福祉に関する事項の調査、審議のために、これまで数多くの貴重な提言をいただきました。本市の福祉行政の推進に大きく寄与していただきまして、ありがとうございます。

本日は、先ほど白澤委員長代理からご案内いただきましたように、前回の12月27日に検討をお願いいたしました、総合的な相談支援体制の充実について、委員の皆様のご論議をいただくこととなりますけれども、この間、5人の委員の皆様の特別分科会において、短い期間ではございましたが、集中的に作業をしていただきました。心から厚くお礼を申し上げます。

委員の皆様のご意見を踏まえまして、今後、とりまとめをいただく提言につきまして、平成23年度中に策定をいたします新たな大阪市の「地域福祉計画」、「大阪市障害者支

援計画」、そして、「大阪市高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」の各計画に共通する相談支援の考え方として反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今後とも審議会の議論を踏まえながら、だれもが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指しまして、私ども各施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

## 事務局（河野健康福祉局企画担当課長）

（出席状況の報告、配布資料の確認、及び会議の公開について）

## 議 事

### 1 「総合的な相談支援体制の充実に向けて」

#### 白澤委員長代理

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。お手元にごございます式次第に従いまして、進めさせていただきたいと思います。

本日の一番大きな内容は、審議事項に書いております「総合的な総合支援体制の充実に向けて」の検討でございます。

この件につきましては、先ほども申し上げましたように、昨年12月に行われました総会で、事務局から検討の依頼を受け、1月から大変厳しい日程の中で審議をしてきた内容を、今日はお話をさせていただき、ご審議いただくということでございます。

特別分科会をスタートさせて作業をしてきたわけで、資料1を見ていただきますとわかりますように、一番後ろから1枚めくっていただきますと、特別分科会委員名簿がございます。分科会長、右田紀久恵先生、作業部会長という形で、私がこの特別分科会に参画をして進めてまいりました。それ以外に、岩間委員、小山委員、牧里委員ということで議論を進めてきたわけでございますが、本日、皆様方にご審議をいただきまして、最終的に大阪市に提案をする、そういう運びにしたいと思っているわけでございます。

それでは、分科会での検討内容でございますが、委員の一人ということで参画をしてまいりましたので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

資料1でございますが、「大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けて（案）

(提言)」ということでございます。

1枚めくっていただいたら目次がございますが、少しアウトラインを先に申し上げます。内容をご報告したいと思います。

一番最初に、「1. 相談支援をとりまく現状と課題」ということで、現在、社会福祉サービスにどのような課題があるのか、制度的な変化がどういうふうに行き起こっているのかというのを、問題提起として一番上に書かせていただきました。

2番目に、「2. 相談支援体制の充実に向けた課題と方向」ということで、これは、「(1)地域圏域」とございますが、主として、小学校区を中心とした相談体制の仕組みをどうつくりあげていくのか。そして、「(2)区圏域」、各区の中でどのような相談支援の体制づくりをしていくのか。そして、大阪市全体の「(3)市圏域」でどういうことをしていくのか。そして、最後、「(4)地域支援システムの今後のあり方について」ということで、全体をまとめさせていただくと、こういう4つの柱で内容が書かれています。

本文のほうに入らせていただきたいと思いますが、「はじめに」というところにつきましては、現在、措置という形で行政がサービス利用を決定してきたものから、利用者との事業者の選択による、契約によるサービスへと変わってきているわけです。そういう利用者像が前提なんです。なかなか自分が主体的にサービスを利用しない、そういう利用者もいるわけでございます。そういう意味では、誰もがこうしたサービスにつながっていくような相談支援の体制をどうつくっていくのかというのが、重要な課題となっております。

同時に、先ほど局長さんから話ございましたように、来年度に「大阪市地域福祉計画」や「大阪市障害者支援計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画」、追加して「介護保険事業計画」も当然含まれてくるわけですが、これらの次期計画の策定作業が行われ、ちょうど平成24年度から新たな計画がスタートする、そのときに、これらの計画には共通する総論的な相談支援のあり方、要するに、ベースになるものをきちんとつくった上で計画をつくっていくということが必要だろうと。そういう時機ということで、今回提言をするということでございます。

中身に入らせていただきますが、現在、虐待であるとか孤立であるとか、あるいは貧困問題ということで、福祉課題は大変複雑化・多様化・深刻化しており、そういう中で、先ほども申しましたように、自分で進んで支援を求めてこない、そういう人たちもずい

ぶん多い中で、どのようにして相談しやすい体制づくりを大阪市の中につくっていくのかという福祉課題がございます。

一方、制度のほうは、介護保険制度の中で、ケアマネージャーという制度ができてきたわけですが、そういうものを取り入れた形で、平成3年度から、大阪市は3層5段階という地域支援システムを構築し、平成17年度からは高齢者だけではなく、障害者や児童にも対象を広げて、地域のネットワークをつくってきたわけでありませう。

しかしながら、この仕組みも、先ほど申しましたように、自らサービスを利用することにアクセスしない、そういう人たちを対象にして、どう相談できる体制につくりかえていくのか。そういうことで、地域支援システムをもう一度見直す必要があるということでもあります。あるいは、今、大阪市の課題は、「地域から市政を変える」、そういう市政改革を進めているわけですが、それとも齟齬のない仕組みをどうつくっていくのかということもございます。

そして、2番目、ここからが本題に入るわけですが、一つは、地域圏域ということで小学校区と、区圏域と市圏域、この3つが有機的・重層的に結びついて、利用者に対して効果的・総合的な相談支援体制をつくりあげていく。そして、その担い手になる人材をきちんと養成していく。こういうことでございます。

では、小学校区レベルで、どうしていくのかという、地域圏域での問題でございますが、とりわけ、この一番最初の、「身近な地域における総合的な相談支援機関の設置」、これがキーワードになるかと思うんですが、身近な地域の中で「総合的な相談窓口」をつくり、「ワンストップの相談窓口」をつくりあげていく。そのときに、地域包括支援センターにこの役割を担うことが求められているということで、地域包括支援センターが、小学校区に目配りをしながら、その相談の仕組みの体制をつくっていく、こういうことでございます。同時に、障害領域においても、現在ある専門相談支援機関が中心になって、地域の相談支援体制を確立していこうということもございます。

2つ目ですが、この小学校区には、今、地域社会福祉協議会と地域ネットワーク委員会がございます。この2つの一体的な運用を図ったり、同時に、保健・医療・福祉ネットワーク推進員がございませうが、この推進員が地域福祉活動の推進役としての力を発揮していく。もう少し具体的にいいますと、この地域ネットワーク委員会のコーディネータ的な役割をきちんと果していく。こういう展開をきちんとやっていく、活性化してい

く。そのためには、評価や検証、やったことに対して、うまくいっているかどうかを評価し、検証する。同時に、担い手の研修や、あるいは、情報提供でサポートしていく。こういう形で、住民主体の地域福祉活動の活性化を図っていく。

3つ目が、「民生委員・児童委員による地域福祉活動のための環境整備」ということで、多くの民生委員・児童委員には、さまざまな役割を担っていただいているわけがあります。ここにも書いてありますように、住民の生活実態の把握、要援護者に対する生活相談、福祉サービスの利用に関する情報提供、こういうような個別の相談支援をやっていただいているわけですが、それ以外に、地域社協やネットワーク委員会と連携した地域福祉活動にも取り組んでいただいているということです。

しかしながら、こうした活動を進めていく上で、個人情報になかなか入りにくいというようなこともございますので、行政からの個人情報の提供等を検討し、この民生委員・児童委員については、区保健福祉センターとの連携を強化し、この民生委員や児童委員のサポート役としての役割を果たしていただくと。同時に、民生委員・児童委員の研修の充実も図っていかねばならないということでございます。

次が、「地域福祉活動に対する支援体制の構築」ということで、ここは、民生委員等については、先ほども申しましたように、区の保健福祉センターがサポートし、ネットワーク推進員には、区の社会福祉協議会がサポートする形で、さらには、両者を地域包括支援センターが、地域の相談支援機関としてサポートしていく。その意味で、地域福祉の一番土台であるネットワーク推進員や民生委員のところを、区レベルでサポートしていく体制を確立しようということでございます。

続きまして、区レベルにつきましては、4ページからでございますが、区の中では、「権利擁護機能と総合調整機能の強化」をしていくということで、一つは、区の保健福祉センターについては、虐待の事例なんかをきちんと対応するのは、当然、行政の役割でございますから、そういうものに責任を持った対応をしていく。そして、最終的な権利擁護を守っていくセーフティネットの要として、区の保健福祉センターが機能する。同時に、区内にあるさまざまな団体、そういうものの総合調整を図って、区内の福祉ニーズや課題ときちんと対応できる仕組みをつくっていくというのを、区保健福祉センターの機能として位置づける。

区の社会福祉協議会につきましては、「地域福祉活動推進の中核としての機能を強化」するということで、ボランティアビューローの運営、あるいは、あんしんさぼーと事業、

こういうことを積極的に進めていって、地域福祉活動の区全体の中心的な機能を果たしていく。こういうことをございます。

以上のような展開をして、区圏域における相談支援体制というのは、区の中の保健福祉センターが専門的な支援体制を確立するというのと、冒頭申し上げた、地域包括支援センターとの密接な関係の中で、専門的な助言を行っていくということをございます。

次に、市圏域でございますが、市の中には、福祉六法で定められた市の相談機関がございます。大阪市立心身障害者リハビリテーションセンターとかそういう機関なんですけど、そこと区の保健福祉センターが、それぞれの役割を果たせるよう連携を強化し、同時に、市内にさまざまな相談支援機関がございますが、市全体で専門的、技術的な後方支援を行う体制をつくっていって、区レベルで行われている相談支援機関をサポートしていく体制をつくりあげようということでもあります。そして、最終的には、地域圏域、区圏域の取り組みの助言、指導、評価を行っていく。そういう役割を果たすということをございます。

同時に、大阪市には、市レベルでは、平成19年度に「成年後見支援センター」が設置されております。大阪市の中では、さまざま専門機関があるわけをございますが、その市圏域のさまざまな機関が、権利擁護機能ということを強化しながら、後方支援機能、区レベルや、あるいは、地域レベルでの活動に、積極的にアプローチして支援をしていく体制をつくろうということをございます。

大阪市自身の機能としては、そうした権利擁護機能であるとか総合調整機能が、区レベルや、あるいは、市全体の中で機能が果たせるように、企画立案機能を強化していく。こういう役割を、市の健康福祉局は機能を果たしていく、こういうことをございます。

同時に、市の社会福祉協議会の役割は、従来通りの機能をさらに一層高めるということで、市の福祉課題の把握や情報の収集・発信、あるいは、先駆的な福祉活動の実践支援などに引き続き取り組んでいく。そして市全体の福祉力をつくりあげていくという内容をございます。

市と区と小学校区の地域圏域という、3つの領域に分けて、それぞれがどういう役割を果たすのかというのを述べてきたわけでありましたが、6ページ、地域支援システムの今後のあり方ということをございます。

今まで、大阪市は、3層構造で重層的に地域支援システムを構築してきたわけでありましたが、最後にも書いてありますが、このシステムについて、地域や区の実情に応じて

柔軟な見直しができるようにするとともに、福祉課題に的確に対応するため、システムの持つニーズ発見や課題解決等の機能が十分に発揮できるようその充実を図っていくということで、今申し上げたような地域圏域、区圏域、市圏域のそれぞれの仕組みを、利用者がアクセスしやすい仕組みに変更していく、こういう提案でございます。

大変時間をとりましたが、以上のような形でまとめさせていただきましたが、あと、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

すでに前もってお送りさせていただいていたと思いますので、お読みいただいていると思うんですけども、いかがでしょうか。

### 中川委員

特別分科会でいろいろご審議いただいて、非常にいい提案ができたと思うんですが、実は、一番最初の地域圏域におけるところで、特に私が気になりますのは、地域で具体的な活動をしているNPOをどういうふうに活用される、あるいは、ネットワークをつくって参加させようとしているのかということが一点お伺いしたいんです。要するに、ニーズ発見という場合に、地域で具体的に活動しているNPOの力というのはかなりあると思いますので、そのあたりをぜひ、質問したいと思います。

それから、全体的な印象としましては、かねがね大阪市というのは、官というか公というか、公、民とありますと、公で何でもやるんやと、あまり市民を信用されていないような気がしますのでね。もうちょっと市民の主体性にまかせるようなネットワークづくりといいますか、そういう点。これは、おそらく、この提言を受けて、健康福祉局のほうで具体的な行動計画の中に盛り込まれるのかもしれませんが、そのあたり、ちょっとお聞きしたいということが一点。

それと、もう一つは、相談体制という場合に、私がかねがね関わっておりました、市民局の人権に関わる相談体制ですが、これは市全体のもので、昨年10月に新しく相談体制が整備されております。我々、市民からいえば、これは福祉の分野だ、これは人権の分野だというふうに分けるようなものではなくて、非常に総合的なものでありますから、あまり縦割りでおやりになるよりも、もっと、市レベルとしては総合的な整備をされたほうがいいのではないかと。そのへんのところは、健康福祉局はどうお考えになっているのかということ。

以上、とりあえず、ご質問と、私の意見を含めまして、申し上げたいと思います。

### 白澤委員長代理

どうもありがとうございました。

私が答えるより、事務局のほうに答えていただくほうがいいかと思うんですが、3点ありまして、一つは、NPOの参加ということ、二つ目は、公と民の役割の中で、もう少し民の役割というのを強化した仕組みづくりが大事なんじゃないのかということ、3つ目は、市レベルで後方支援体制をつくるといっているんですが、人権に関わるような市体制の相談支援体制をきちんと入れ込んだ仕組みが大事なんだということ、こういう3つのご質問ということでございますが、事務局のほう、いかがでしょう。

#### 事務局（山田健康福祉局理事）

お答えいたします。

今、委員のほうからご指摘ございましたように、例えば地域では、NPO等の活動というのがございます。今回のこの提言では、主として、相談支援というテーマでしぼって論議をしていただいていた経過がございます。当然、地域で支えるという視点になりますと、地域ネットワーク委員会や地域社協だけではなくて、いわゆる「地域型」ではなくて「機能型」といわれるようなNPOというのは、当然、支援の一つの役割を担っていただくことになろうかと思えます。

今回の提言では、相談支援にしぼりこんでますけれども、例えば、地域福祉計画、この1年をかけて地域福祉計画を策定する中では、当然、NPOの役割、あるいは、いわゆる企業等も含めまして、民間の役割というのもそこに盛り込んでいくことになろうかと思えます。

それから、縦割りになることなく、例えば、市民局が展開している大阪市人権啓発・相談センターでございますとか、あるいは、消費者センターといったような相談機関もでございます。大阪市では、多くの相談支援の仕組みを持っておりますけれども、今回は、福祉、それも、高齢、障害、地域福祉にしぼりこんだ形での提言をお願いした経過がございます。当然、相談支援ということになりますれば、市民局の人権に関する相談機関でございますとか、あるいは、他の部局の相談機関との連携は必要になってこようかと思えますので、今後、そこらへんも踏まえて、それぞれの計画の策定の際には配慮していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### 白澤委員長代理

中川委員、よろしいですか。

私の方からも、特別分科会で議論したことで少しご紹介しますと、NPOの機能というのはあまり、今回、相談業務がテーマですから議論してないんですが、たしかに、NPOのような、一種、課題を持った組織と、自治会であるとか町内会みたいなものが、どううまくボランティアとして連携するか。地域を基盤にするところと課題で集まってくる場所、縦軸と横軸、これは非常に重要な課題だということで、地域福祉計画であるとか、そういうところに反映していただきたいと思いますし、公と民の役割ということでは、これ、ずいぶん特別分科会で議論をしました。行政の役割がどこまでかということでは、本日は分科会委員の小山先生もお越しですが、特別分科会でずいぶん議論をさせていただいたつもりでございます。

そういうことで、今まで行政の窓口というところでやる部分と、もう少し、地域に出ているいろいろな民間団体がやる窓口というのを、それぞれの役割をもう少し明確にしよう。当然、最終的な、人権であるとか権利擁護に関する関わりは、区の保健福祉センターがやらなければならないわけですが、もっと身近なところで、相談の連帯性というのは、民間の力によってやっていこうじゃないかということについては、ずいぶん議論をさせていただいて、こういう地域包括支援センターを前面に出した議論をしていこうというところになったということでございます。

3番目の問題は、今回は、健康福祉局を中心にして書いておりますが、もっと広い形で後方支援体制をやっていかなければならない課題だと認識します。

他にいかがでしょうか。

#### 手嶋委員

素人的なことで申しわけありません。

3ページのところに、民生委員のお話が出ていますけれども、なんか、なじみがないといったらおかしいんですけれども、イメージとして、なかなか、お友達なんかに聞きますと、なり手がなくて、何をどういうふうにやったらいいのかわからないとか、やっぱり、いろいろな問題を抱えているのが現実で。民生委員っていったら、貧困家庭に訪ねていくようなイメージしかないんですけれども、そのあたりのことがどういうふうに話されたのかなということ。

それから、これ、相談機能がすごく膨大になってくるので、例えば、イメージとして、どういう人を養成しようとされているのか、よく見えないんですね、我々から見ると。どんなことをあそこに言ったらいいのよということ、もっとわかりやすく、きちんと

していかないと、これ、広報できないような感じを受けるんですが、いかがなんでしょうか。

#### 白澤委員長代理

一つは、民生委員について、具体的に、現実の民生委員の活動の実態に即した議論になっているのかということが1点。もう一つは、人材養成みたいところのイメージがなかなかわかりづらいということなんですが、そのあたり、まずは、事務局、いかがでしょうか。

#### 事務局（山田健康福祉局理事）

民生委員についての議論も、私どもも関わらせていただきましたけれども、当然、創設当時から、あるいは、近年の状況で、民生委員の果たす役割というのも大きく変わってきております。もともと生活支援の色が濃かった部分が、子育てから高齢者、あるいはそれ以外の方々等も含めて、広い範囲に活動が広がってきております。役割がかなり変わってきておるような印象を受けております。

当然、民生委員さん、それぞれの意識の問題もございますし、失礼な言い方ですがけれども、力量の問題もございますので、研修等を充実して、あるいは、民生委員全体で解決できない分野につきましては、区保健福祉センターときちんと連携をして、問題の解決にあたるようにしていただきたいという思いがございます。

それから、人材の養成の面でございますけれども、これは、他の分野と同様に、なかなか民生委員になっていただく方が地域でおられないという状況もございます。各区、苦勞していただきまして、民生委員の選考をしていただいておりますけれども、なかなか、そういう役割を担っていただく方が少ないということもございます。

私どもとしましては、この3ページでございますように、一つは、連携の強化、あるいは研修の充実等を通じて、環境を整備することによりまして、民生委員の方々、より活動しやすくなるように支援をしていきたいと考えておりますし、その際には、民生委員の方々のご意見も十分聞かせていただいて、反映をしていきたいと考えております。

ちょっと、お答えになっておったかどうか分かりませんが、以上です。

#### 白澤委員長代理

委員会ではどういう議論をしたかと申しますと、ちょうど、高齢者不在の問題があつて、一体これ、誰がこういう問題に対応するのかという議論を、特別分科会の1回目、冒頭

で、やらせていただいたんですが、大阪市では、ネットワーク推進員と、民生委員とが地域で活動しています。ネットワーク推進員というのは、地域のいろいろな団体をコーディネートしていく、そういうお世話役の役割ではないかというのが特別分科会としての方向づけで。個々の人たちをサポートしていくというところは、やっぱり民生委員の役割としてやっていかなければならない問題であるのではないか。そのためには、この中にも書いてますように、区の保健福祉センターがきちんとしたサポート体制がとれていないということが大きいんじゃないかということで、区がきちんとしてサポートする体制をつくる。こういう形で、研修の充実を図ってやっていこうということでございます。

おそらく、2番目の質問はちょっと違って、ここに書いてあるすべての人材を、どう養成していくのかイメージがわからないというのが、手嶋委員のご質問だったんですが、これは、この議論をする前に、5年前ですか、「大阪市における福祉人材養成のあり方について」という提言を、5年前にさせていただいているわけです。そういうわけで、人材の養成については、少し、以前に出た報告書があるので、重複を避けるということで、その審議はやらないでおこうという話になったということで、少しわかりにくくなっているのかもわかりません。それで、人材の養成ということについては具体的にほとんど書き込めていないというのが現状だと思うんです。

よろしいでしょうか。他に、どうぞ。

#### 手嶋委員

この中の相談事業のところについてですが、我々、当事者団体が身体障害者相談員をしております。我々、障害者だったら、『福祉のあらし』という本をいただくんですが、その後ろに、身体障害者相談員と知的障害者相談員の一覧が載っています。最近、我々、障害者相談員自体が勉強不足なところがあると思うんですけれども、昔は、市の貸し付けとか、いろいろな役割があったので、その貸し付けのことなんかでいろいろ勉強したり、相談を受けた人に対していろいろな相談を解決していくというような状態であったんですけれども、最近はなくなってきたと思っていましたら、この間、地元でそういう身体障害者のいろいろなことについて相談があったんです。その中で、我々のことをどこで聞きましたかといったら、やっぱり、冊子で見たから電話をかけましたということでもあります。

やっぱり障害者の親とかは、わかっているようでも、制度も新しくなったし、なかな

かわかりにくいと。それで、僕、一昨日電話で、長時間話をしたんですが、自分らは病院に入っていて、また町に出てきて、これからどうしようかと考えたときに、その冊子で見て、精神的なものとか、いろいろなことがあるで、相談をするのは当事者の人が一番いいということでかけてきたんですけれども。そういうことで、当事者というのが大事。特に、区なんかのレベルでは。市のレベルではどうかと思いますが、区のレベルでは障害の当事者を相談受け付け窓口にするということを特にお願いしたい。

#### 白澤委員長代理

これ、先に事務局、いかがでしょうか。何かございますか。

#### 事務局（山田健康福祉局理事）

障害の分野につきましては、3ページの上のほうに、「身近な地域の相談支援機関をはじめ障害者支援等にかかる専門相談支援機関が中心となって」という、広い言い方をしております。今、委員からございましたように、身体障害者相談員、あるいは知的障害者相談員という制度がございます。身体障害者の場合は、いわゆるピアカウンセラー、知的障害者の場合は、親御さんが中心になろうかと思えます。そういうような相談の仕組みもございますし、自立生活支援センターにおいて、障害当事者がピアカウンセラーになって、あるいは、それをセルフヘルプという形で支えあう仕組みというのは、特に、障害者の場合、精神障害者も含めて、中心になっていこうかと思えます。

この提言では、障害、高齢の各分野の個々の相談についてまでは言及をする余裕がございませんでしたけれども、当然、それぞれの計画を策定する際には、いわゆるピアカウンセラー、当事者、あるいは、当事者の立場に立ってという意味でも、アドボカシーといえますか、そういう面も含めまして、計画に盛り込まれていくことになろうかと思えます。この提言の中では、そこまで詳細には書き入れることはできなかったと思えますが。

#### 白澤委員長代理

よろしいでしょうか。

このイメージは、3ページのところの上を書いてある流れだと思うんですが、今おっしゃられた身体障害者相談員であるとか、ケアマネジメント機関とか、それからセルフヘルプという、当事者団体がずいぶん活動されていて、それは今からもやっていくんだけれども、そういう人たちをきちんと後方から支援するというので、専門相談支援機関がそういうところをバックアップしていこうというのが、今回書いた内容だというふ

うに理解をしております。

そこがうまくそういうピアをやれるようなことをサポートする、専門的なサポートをしていきたい、こういう内容の議論をしてきたというように思っております。

他にいかがでしょう。

#### 山縣委員

ご回答いただく必要はないんですが、作業部会のチームの方々、ありがとうございますました。

事務局のほうでは十分ご理解いただいていると思うんですが、改めて、お願いと、委員の方々にご理解いただきたい点を、一言お話をさせていただきたいと思います。

昨年の西区の子ども虐待事件で、この事象に基づいて検証委員会がつくられ、このメンバー各位を含めて12月に提言をいただいております。そこでも子どもに、児童虐待に関する相談のあり方に関するさまざまな丁寧なご議論をいただき、提言をいただいております。加えて、それを含めて、昨日、次世代育成対策推進会議、私、その座長をさせていただいているんですが、そちらのほうでも、子ども虐待全般に対する検討を、今、部会をつくってやっていただいております。その中でも、おそらく、重要なものがこの相談の仕組みになってくるだろうと思います。

区と市レベルについては、子どもは、同様の仕組みを一部持っておりますが、小地域レベルになりますと、地域支援システムが実質的な機能をするということになると思いますので、実際に、地域福祉計画の際には、子ども部門でつくられる相談に関わる二つの大きな提言も、ぜひ、視野に入れてご検討いただきたいというふうなお願いをしておきたいと思います。

以上です。

#### 白澤委員長代理

ご意見ということで承ります。

#### 松村委員

全体として、大変整理されて書かれていて、勉強になったわけですが、相談支援をする対象は、さまざまな福祉問題を抱えた個人ですね。大体、地域に住んでいるわけですが、東北の大震災で、2万人を超える人が亡くなったり行方不明ということで、非常に大騒ぎされているわけですが、ところが、年間自殺者が3万人を超えるという、一日に百人近い人が自殺している。自殺する人は、ほとんどがうつ病を持っている人たちで、

私のところの身近な人でも、結構たくさんいるんですね、そういう、うつで非常に悩んでいる。そういう人たちが自殺予備軍として、実際、我々の目の前にたくさんいる。

一方、虐待の問題でも、非常に問題があつて、通報するということが、ほんと、徹底されて、児童相談所その他のところに伝達が入るようになって、ある程度成果が出てきておりますね。

そういう意味では、相談機関というのは、受け身で、来れば何か行うということではなくて、そういういろいろな問題を抱えた人が地域にいっぱいいて、その人たちをどう把握して、専門のそういう機関につないであげるかという、そこらへんのところが非常に大事だろうという気がするのですが、そのへん、いかがでしょうか。

#### 白澤委員長代理

この窓口として、地域包括支援センターをベースに、これ、今回書いているわけですが、ちょっとイメージとして、なんか待っているというイメージが非常に強いという面があるのかもしれませんが。アウトリーチをきちっとするという議論はしてきたんですが、正直、今読むと、そのあたりがちょっと弱いかなという気がします。議論としては、積極的に地域に出掛けていくという議論をずいぶんさせていただいたんですが、そこが、地域包括支援センターのところは大変弱いような気がしましたので、私のほうで、積極的に出かけていくというトーンを入れさせていただければありがたいと思います。それは分科会で議論をしてきた話ですので、書かせていただければありがたい。

山縣委員の、これはご意見ということですが、今、話がありましたように、障害、高齢について絞っている部分、たしかにあるわけですが、地域レベルでは、子どもの問題も、関わることにもなると思いますので、来年つくる地域福祉計画の中では、子どもの問題もきちんと視野に入れた計画をつくっていただければありがたいというように思います。そこは、必ずしも限定をしているわけではございませんので。

他にございますでしょうか。

それでは、最後にさせていただきたいと思います。

#### 井上委員

要望です。

今、お話も出てましたけれども、相談に来られる方に対してきちんと対応するというのはもちろんなんですけれども、やはり、来られない方に問題が起こるところがあつて、特に、虐待等については、孤立化が大きな原因になっている。そこを孤立化さ

せないということが重要になってくるので、その意味では、ネットワーク推進員の活動は非常に重要になってくるのかなというふうには思っています。

ただ、このネットワーク推進員の方の位置づけというのが、いま一つ明確ではないということと、ネットワーク推進員が積極的に活動するにあたって、いつも問題になるのは個人情報の問題、プライバシーの問題ということで、現場では非常に悩まれているところがあります。後の報告事項の中で、ネットワーク推進員の改善等に向けてというところでも、マニュアルの作成というのがありますけれども、ぜひそのあたりを、ネットワーク推進員の活動を後押しするという形での個人情報の取り扱いについてのマニュアルといいますか、そういうものを盛り込んでいただいて、特に個人情報だからと過敏に反応する必要もないわけですから、どこまでであれば積極的に関わっていいのか、どこからがいけないのかということを確認にさせていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

#### 白澤委員長代理

どうもありがとうございました。

同じ問題だと思うんですが、民生委員のところで、個人情報の問題のことを書いてございます。行政のほうには、民生委員の個人情報問題で、守秘義務をどうするのか、個人情報の提供をどうするのかという議論がございますので、そのときには、ネットワーク推進員も含めて考えていただき、具体的に展開していただきたい、このようにお願いしておきたいと思います。

時間が3時半までというようにお聞きしておりますので、あまり議論ができなくて申しわけないですが。

#### 乾委員

私たちが地域で活動する中で、この地域支援システムの中では、区レベルまでは相談体制ができていると。あと、地域でさらにおろしてきて相談体制をつくろうということで、ここのことが企画されたと思うし、いろいろなご意見も出ました。NPOの活用等につきましても、当然、私たち地域の中では、それなくしてはできない。単に平面的な地域ではなくて、その中での地域社協、あるいは、地域連合町会だけでなく、NPOなくしてはできない。NPOがあるからこそ活動しているというのが現実でございます。

そこらのところも酌んでいただきまして、あとは他のところの計画であるとか、活用で、いかに、どのようにしていくかということが大事ではないかと思ひまして、この相談支援体制の充実については、また一部、委員長代理さん、あるいは委員長さんのほうでご検討いただきまして、一任をいたしたいと思ひます。

白澤委員長代理

どうもありがとうございました。

今さっき出ました何点かの中で、取り入れられるものは取り入れさせていただいて、右田委員長が、特別分科会長でもございますので、右田先生と相談をして、最終的にもう一度先生方にお送りをさせていただくと。その中で、若干、ここにこういう言葉を入れたらどうかということもありまして、例えば、5ページの下から6行目ですが、「先駆的な福祉活動の実践などに引き続き取り組む」ではなくて、「実践支援などに引き続き」というような、若干、文章を入れたほうがわかりやすいところもございますので、そういうところも修正をさせていただきまして、もう一度、皆様方にお送りさせていただきますので、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

白澤委員長代理

どうもありがとうございます。

それでは、本日の報告事項に入らせていただきます。

障害者制度改革につきまして、事務局のほうからお願いをいたします。

事務局（平野健康福祉局障害福祉企画担当課長代理）

健康福祉局障害福祉企画担当課長代理の平野でございます。ご説明させていただきます。

(省略)

白澤委員長代理

どうもありがとうございました。

障害者総合福祉法に向けて、今、改革が進んでいるというご報告でございますが、何かご質問ございませんでしょうか。

なければ、次の報告事項に入らせていただきます。

保健・医療・福祉ネットワーク推進員制度につきまして、事務局のほうからご説明を

お願いします。

**事務局（森田健康福祉局総合福祉調整担当課長）**

健康福祉局総合福祉調整担当課長の森田でございます。よろしく申し上げます。

保健・医療・福祉ネットワーク推進員制度についてご説明させていただきたいと思っております。

先ほどの提言にも出ておりましたが、大阪市の地域支援システムの第一段階として、小学校区に設置されております地域ネットワーク委員会の事務局としての役割を担っていただいております保健・医療・福祉ネットワーク推進員事業につきましては、大阪市内では、平成23年度から事業の改善を検討しておるところでございます。

この改善策についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、その改善策の手前でございますが、この間、ネットワーク推進員につきましては、委員の皆様もお目にされた方がいらっしゃると思いますが、1月に新聞報道がございました。この報道につきましては、地域ネットワーク委員会から推進員に支払われている報酬に関しまして、やみ報酬ではないかといった内容や、納税手続きに不備のある地域が一部存在することを指摘する内容のものであります。また、推進員に月額10万円の報酬が支払われていることに対して、無償で活動されている民生委員との比較などから、疑問視するような論調のものもございました。

ネットワーク推進員の報酬でございますが、補助金交付要綱に基づき、ネットワーク委員会に補助金を交付し、ネットワーク委員会が推進員と業務委託契約を締結した上で支払われておりました、決してヤミ報酬といった性質のものではありませんし、また、経常的な時間的拘束を伴う業務であることから、月額10万円を上限として支払ってきたものであります。

しかしながら、事業実施以降20年近くが経過する中で、十分な検証や見直しができおりませんで、その実施方向等でいくつかの問題点と課題が生じておりました。

また、この22年度には、住民監査請求を2回受けておりました、住民監査請求自身は棄却されましたが、この監査請求におきまして、報酬の対象となる推進員の業務の範囲の明確化や選任の透明化を図るよう、監査委員からのご意見をいただいております。

これらを踏まえて、地域の人にネットワーク委員会活動が十分理解していただけない、また、十分説明できるようになっていないと我々は考えまして、改善策を整理したところでございます。

それでは、A3の横長の資料3を見ていただきたいと思います。まず、推進事業に対する問題点と課題につきましては、A3資料の一番左端に書いております。

まず、「1. 活動内容、状況について」、「2. 推進員の選任方法について」、「3. 活動実態と報酬について」、「4. 当事業のあり方について」、「5. 税務処理の取扱いについて」と5項目に分けて左端に記載しておりまして、それを検討しておるところであります。それらの改善策につきましては、資料の右端に記載しておるとおり、順次進めていきたいところでございます。活動内容を地域の人に理解していただいて、推進員が気持ちよく活動していただけるようにというふうに我々は考えております。

まず、具体的な改善内容やその時期につきましては、今申しました、右端の、「改善に向けて」の欄をご覧いただきたいのですが、まず、「活動内容、状況について」の欄でございますが、我々としまして、まず、業務の内容を明確にした上で、補助金交付要綱を整備し、「推進員活動マニュアル」を作成していきたいと考えております。こういうことによって、推進員の業務の明確化を図っていきます。

また、その下にありますように、区社会福祉協議会役員会への報告などにより、選任方法の透明化を図っていきたいと考えております。あと、23年度につきましては、選考会議の設置や任期制の導入なども検討していきたいと考えております。

また、一つ下の段になりますが、活動日数に応じた報酬支払いへの変更、また、活動状況の把握の強化なども進めていきたいと考えております。

そこにつきましては、今後、推進員さんの活動が地域の皆さんにわかりやすいようにするためにも、市政だよりや区政だよりにより、広報啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

新聞でも取り上げられました納税手続きの不備でありますけれども、現在、税務処理については、地域に周知徹底を図りまして、適正化を行ってきたところでございます。ここに記載している改善の取組みも、また推進員の活動を活性化し、ひいては、提言にある、住民主体の地域福祉活動の活性化につながるものと考えております。

今回の改善は、あくまでも現行の推進員事業を前提としたものでございますが、本日いただいた提言や、現在、本市において進められております新たな市政改革を踏まえまして、今後の推進員の位置づけ、事業の根本的なあり方につきましては、平成23年度に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 白澤委員長代理

どうもありがとうございました。

ネットワーク推進員の問題、ずいぶん新聞でも取り上げられたということで、こういった形で改善策を提示していただいたんですが、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項ですが、あんしんさぽーと事業と市民後見人の養成と活動支援について、一括して事務局からご報告をお願いします。

#### 事務局（西端健康福祉局地域福祉支援担当課長）

健康福祉局地域福祉支援担当課長、西端と申します。お手元の資料4と資料5を使いまして、ご説明をいたします。

(省略)

#### 白澤委員長代理

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

なければ、これで本日の総会の案件については、以上でございます。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しさせていただきます。

#### 事務局（河野健康福祉局企画担当課長）

白澤委員長代理、どうもありがとうございました。委員の皆様方には、お忙しい中、長時間にわたりご審議いただき、まことにありがとうございます。

これをもちまして、本日の総会を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。